

文教委員会請願・陳情説明資料

令和8年7月1日

件	名	頁
(教育指導部)		
1	5 受理番号 1 4	医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援 施策を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2	5 受理番号 1 5	不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護 者に対する適切な支援等の創設を求める請願・・・・・・・・ 1 0
3	6 受理番号 3	不登校支援事業の抜本的な支援拡充を求める請願・・・・・・・・ 1 5
4	6 受理番号 2	子どもたちの笑顔をふやし、先生たちが元気になる解決策を求 める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
5	6 受理番号 4	足立区行政主導ペアレント・メンター事業のさらなる展開を求 める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
6	7 受理番号 5	足立区の学校図書館の充実を求める陳情・・・・・・・・・・・・ 2 6
7	受理番号 1	学校をより安全で安心な環境にするための陳情・・・・・・・・ 3 0
8	受理番号 1 0	足立区立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性 と安全確保を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
(学校運営部)		
9	受理番号 5	竹の塚中学校と湊江中学校の統合を中止し両校の存続を求める 陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
10	受理番号 1 1	花畑西小学校と桜花小学校の統廃合計画に反対する陳情・・・・ 4 1
11	受理番号 1 2	花畑地区の学校統廃合計画（花畑中学校と花畑北中学校、花畑 西小学校と桜花小学校）を中止し、4校の存続を求める陳情・ 4 5

(教 育 委 員 会)

件 名	5 受理番号 14 医療的ケア児及びその家族に対する支援等の拡充と新たな支援施策を求める請願
所管部課名	<u>こども支援センターげんき 支援管理課</u> 福祉部 障がい福祉課、障がい援護課 子ども家庭部 学童保育課
請願の要旨	2021年、国では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が可決され、国や自治体が医療的ケア児の支援を全面的に行う責務を負うことが義務化されており、保育園や学校の設置者など支援措置の責務があることを明確化しています。 足立区では医療的ケア児支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育、連携、連絡調整、情報交換を図ることを目的に、令和元年度から医療的ケア児ネットワーク協議会が設置されました。子どもたちが成長する過程で様々な課題が生じており、段階的な支援が必要です。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	なし
内容及び経過	1 保育所・就学後における医療的ケア児の支援状況 (1) 保育所の医療的ケア児支援状況 ア 令和3年度、区立保育園を指定園制として常勤担当看護師を1名配置し、受入れ開始 イ 令和5年度、指定園を3園から5園へ拡大 ウ 令和7年度、委託事業者看護師を配置し、受入れ時間を拡大（8：30～16：30→7：30～18：30） エ 令和8年4月より、これまでの4ケア（経管栄養・導尿・たん吸引・血糖値関連）のみの対応に限らず、その他のケアも相談に応じて対応。 (2) 就学後の医療的ケア児支援状況 ア 令和3年10月より小学校、保育園、関係所管で構成される作業部会を設置し、就学後の支援体制の検討を開始。 イ 令和4、5年度小学校での受入れを試行的に実施。 ウ 令和6年度、ガイドラインを策定し、小学校での受入れを本格的に実施（一部ケアは指定校制）。 エ 令和7年度、委託事業者看護師を配置し、希望在籍校で実施（指定校制撤廃）。土曜、校外学習（宿泊除く）への対応も開始。 オ 令和8年4月より、これまでの4ケアのみの対応に限らずにその他のケアも相談に応じた対応、及び宿泊を伴う校外学

習においても対応開始。さらに、中学校においても小学校と同内容のケアを開始。

カ 令和8年4月より、学童保育室において一部受入れ開始。

(3) 医療的ケア調整担当の設置

令和3年度、医療的ケア調整担当を新設し、保育所や学校での医療的ケアに関する相談、医療的ケア支援の調整を実施。

2 在宅レスパイト事業について

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業は、東京都の「在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱」に基づき以下の内容で実施している。

(1) 対象者

在宅の重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児

(2) 事業内容

区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師を対象者の自宅および対象者の通う小学校、中学校、高等学校に派遣し、一定時間対象者のケアを介護者に代わって行う。

※ 小学校等への看護師派遣は令和7年4月から実施。

(3) 利用時間

年間288時間（令和6年度までは144時間）

1回あたりの利用時間は2時間から4時間までの30分単位

(4) 利用者負担

世帯の区民税課税状況に応じて下表のとおり一部負担

世帯の範囲 利用者が18歳以上：当該利用者及びその配偶者
利用者が18歳未満：同一の世帯に属する者

世帯 時間	生活保護 低所得 (区民税 非課税)	一般1		一般2	訪問看護 基準単価 (利用者負担 含む)
		障がい児 区民税 所得割 28万円 未満	障がい者 区民税 所得割 16万円 未満	左記以外	
2時間	0円	180円	370円	1,500円	15,000円
2時間半	0円	220円	460円	1,880円	18,750円
3時間	0円	270円	550円	2,200円	22,500円
3時間半	0円	310円	640円	2,630円	26,250円
4時間	0円	360円	740円	3,000円	30,000円

(5) 23区の利用者負担の状況

ア 都要綱に準じて実施：足立区含む15区

イ 一部都要綱と異なる金額で実施：2区（新宿、世田谷）

ウ 利用者負担無料で実施：6区
(千代田、目黒、大田、杉並、荒川、江東)

(6) 23区の利用時間数の状況

ア 都要綱に準じて年288時間：足立区含む20区

イ 144時間：2区(中央、墨田)

ウ 独自基準で時間設定：1区(千代田：年208時間)

(7) 利用実績の概要(令和7年度実績)

利用者所得区分	利用 実人数 (人)	総 時間数 (時間)	平均 時間数 (時間)	利用率 (%)
生保・低所得	21	1,074.0	51.1	17.6
一般1(障がい児)	29	1,949.0	67.2	23.3
一般2	9	101.0	11.2	3.9
全体	59	3,124.0	52.9	18.4

※ 100時間を超えて利用した方は59人中14人
(288.0時間、267.5時間、244.0時間、200.0時間、
174.0時間、166.5時間、144.5時間、143.5時間、
139.0時間、138.5時間、131.5時間、112.0時間、
103.5時間)

※ 利用実人数 前年度から12人増(47人→59人)

※ 総時間数 前年度から1,264時間増
(1,860時間→3,124時間)

(8) 利用者アンケート

ア アンケート対象者

令和8年度在宅レスパイト事業利用更新申請者 61人

イ アンケート回答者数

60人

ウ 調査方法

郵送配付、インターネット回答または郵送回収

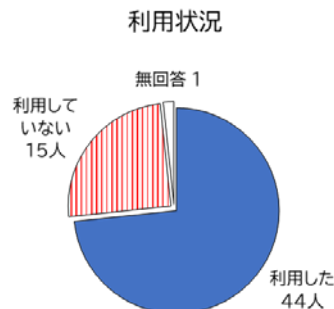
エ 調査結果の概要

P6～9、「足立区重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業利用者アンケート結果」参照

オ 主な回答内容

(ア) 利用状況(単一回答)

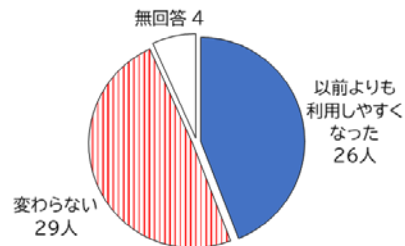
利用登録者すべてが事業を利用するわけではない。利用しなかった主な理由は、「利用する機会がなかったため」であった。



(イ) 年間利用時間（288時間）について（単一回答）

利用時間数が増えたが、従前の144時間におさまる利用時間数の方が大半を占めるため、「変わらない」が最も多い結果となった。

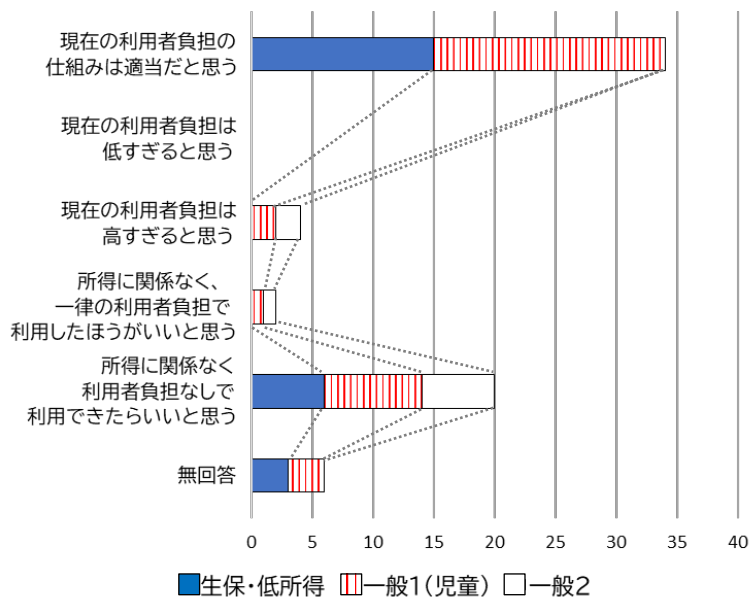
年間利用時間(288時間)について



(ウ) 利用者負担の仕組みについて（複数回答）

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 現在の利用者負担の仕組みは適当だと思う | 34人 |
| ② 所得に関係なく利用者負担なしで利用できたらいいと思う | 20人 |

利用者負担の仕組みについて



足立区重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業 利用者アンケート結果

<回答結果の見方>

- 1 回答の比率(%) はすべて百分比で表し、小数点第2位を四捨五入しています。
そのため、百分比の合計が100%に満たない、または上回ることがあります。
- 2 複数回答の設問は、各選択肢を1つだけでなく、2つ以上選択するため、各選択肢の合計の数字や百分比の合計が100%に満たない、または上回ることがあります。

問1 令和7年度在宅レスパイト事業を利用されましたか（単一回答）。

調査数	利用した	利用していない	無回答
60	44	15	1
100.0%	73.3%	25.0%	1.7%

【問1で「利用していない」とお答えの方】

問1-1 在宅レスパイト事業を利用しなかった理由は何ですか（複数回答）。

調査数	た予約が 取れな かつに	利用する 機会が な	めにも 申し 請も し の て 時 い の た た め	その他	無回答
15	2	10	7	2	0
100.0%	13.3%	66.7%	46.7%	13.3%	—

【問1-1で「その他」とお答えの方】

問1-2 在宅レスパイト事業を利用しなかった理由をお答えください（自由記載）。

- ・ レスパイトをお願いしなければいけない状態になかったため。
- ・ 通常の訪問看護の枠で対応してもらえたため。
- ・ 申請して間もないため。

問2 在宅レスパイト事業の利用にあたり、利用しづらいと感じたことはありますか（単一回答）。

調査数	利用しづら いと感じた ことはいな い	利用しづら いと感じた ことがある	どちらとも いえ	無回答
60	21	19	14	6
100.0%	35.0%	31.7%	23.3%	10.0%

【問2で「利用しづらいと感じたことがある」とお答えの方】

問2-1 利用しづらいと感じた理由は何ですか（複数回答）。

調査数	利用予約が 取れな いとき	訪問看護 事業所 に遠慮 した	利用した ものの ためな かた	その他	無回答
19	15	9	0	0	0
100.0%	78.9%	47.4%	—	—	—

【問2で「利用しづらいと感じたことがある」とお答えの方】

問2-2 具体的に利用しづらいと感じた理由は何ですか（自由回答）。

- ・ 看護師さんを長時間拘束してしまうため、よっぽどの理由がないと使いづらい。
- ・ 看護師さんを拘束している時間は長いですが、レスパイトとしての時間にしては短いと思う
- ・ レスパイトを利用することで他の利用客に迷惑をかけることになるのでは？
- ・ 看護師不足だと感じる。
- ・ 急な予約、急な時間変更に対応してもらえない。

問3 希望する日に在宅レスパイト事業の予約が取れなかったことはありますか（単一回答）。

調査数	よくあ った	たまにあ った	ほとん どな かった	な か った	無 回 答
60	8	15	9	18	10
100.0%	13.3%	25.0%	15.0%	30.0%	16.7%

【問3で「よくあった」「たまにあった」とお答えの方】

問3-1 予約が取れなかった時の状況をお答えください（複数回答）。

調査数	利用希望日の直前だった	また利用希望日の1か月前以上前だった	利用希望日の1か月前以上だった	その他	無回答
23	10	11	2	4	0
100.0%	43.5%	47.8%	8.7%	17.4%	—

【問3で「よくあった」「たまにあった」とお答えの方】

問3-2 具体的にどのような状況だったかお答えください（自由記載）。

- ・ 本人の急な体調不良と介護者の通院等が重なってしまった。
- ・ 訪問看護師が急に減ってしまった。
- ・ 学校派遣時、学校の1時間目に対応できないと事業所に言われた。

【問3で「よくあった」「たまにあった」とお答えの方】

問3-3 予約が取れなかった利用時間帯についてお答えください（複数回答）。

調査数	平日の日中	平日の早朝、夜間	土・日・祝日の日中	土・日・祝日の早朝、夜間	無回答
23	16	2	9	0	0
100.0%	69.6%	8.7%	39.1%	—	—

問4 令和7年度から利用時間の上限が288時間に増えたことについてどう思いますか
(単一回答)。

調査数	し以前よりなつ利用	変わらない	無回答
60	26	29	5
100.0%	43.3%	48.3%	8.3%

問5 現在の利用者負担の仕組みについてどう思いますか(複数回答)。

調査数	組現在の利用者と負担の仕	す現在の利用者負担は低	す現在の利用者負担は高	たの所得に利用者負担なく、利用し	ら負担なしで利用できた者	無回答
60	34	0	4	2	20	6
100.0%	56.7%	0.0%	6.7%	3.3%	33.3%	10.0%

問6 具体的に現在の利用者負担についてどう思いますか(自由記載)。

- ・ 負担はそれほど大きくない。
- ・ このサービスが必要な人には相応の負担があっても良いと思う。
- ・ (利用者負担が)高いわけではないが、利用者負担なしだと嬉しい。
- ・ 就労を継続している家庭こそレスパイトが必要なため、所得によって変わる利用者負担は疑問に感じる。

問7 その他、在宅レスパイトに関してご意見があればお聞かせください(自由記載)。

- ・ 慣れている看護師さんに看ていただけるので、安心して外出ができる。
- ・ 利用時間上限引き上げについて、時間数が多いにこしたことはないが、訪問看護事業所の予約がとれないことがある。
- ・ 自宅、学校等以外でも利用できたらいいと思う。

件 名	5 受理番号 15 不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願
所 管 部 課 名	教育指導部 不登校施策推進担当課、こども支援センターげんき 支援管理課 教育指導部 教育指導課、こども支援センターげんき 教育相談課
請 願 の 要 旨	足立区の小・中学生の不登校者数は1,000名弱です。不登校や発達障がい特性のある子ども達、その保護者に対する適切な支援の拡充と実効性ある新たな支援施策の構築を強く求めます。
請 願 者 等	請願文書表のとおり
紹 介 議 員 名	なし
内容及び経過	1 ユニバーサルデザイン教育、個々に向けた新たな支援事業の拡充 (1) ユニバーサルデザイン教育は、全小・中学校において取り組んでいる（令和4～5年度は、小学校2校、中学校3校の特別支援教育研究推進モデル校で実践）。令和4年度以降、毎年、教員を対象としたユニバーサルデザインに関する研修会を実施。令和5年度以降は、区立小・中学校におけるユニバーサルデザインに基づいた授業や校内委員会の改善等に関する事例の報告会を開催。令和8年度以降も引き続き、研修会等をとおしてユニバーサルデザインの教育を推進する。 (2) 不登校児童・生徒を対象とした、登校サポーター（※）による「お迎え支援」や「別室支援」を必要とする人数が毎年増加している（R6：542人、R7：685人）。今後も、登校サポーターの人材募集を積極的に行い、安定的な人材確保に努める。 ※ 登校サポーターは、対象児童・生徒の自宅へお迎えに行き一緒に登校したり、登校後の子どもたちに別室での寄り添い支援を行ったりしている。 2 通常学級における「リソースルーム（※）」の小中学校での展開 発達障がい等で学習に困っている児童・生徒に対しては、合理的配慮のもと丁寧な学習指導や、特別支援教室で特性に応じた支援を実施することで、子どもたちが自信をもって自立できるよう進めている。 ※ 通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児

童・生徒に対し、個別の補充指導による学習支援を行う部屋
(他自治体ホームページより引用)

3 家庭学習支援事業

(1) 家庭学習支援事業 (※1)

令和3年度に小学生25人を対象に開始し、令和5年度より中学生(25人)も対象とした。令和7年度から、対象者数を100人(小学生50人、中学生50人)に拡大して実施している(令和7年度実績:小学生34人、中学生43人)。

※1 家庭学習支援事業は、長期欠席状態及び不登校の長期化が危ぶまれ、外出が困難な不登校の児童・生徒の自宅へ家庭教師を派遣し学習支援を行う。

(2) その他オンラインによる支援

東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム (※2)

令和6年度から、東京都が提供する仮想空間に足立区も参加し、新たな学びの場を提供している。

※2 東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォームは、不登校が長期化し対面による個別支援が難しい児童・生徒に対し、都が構築したオンラインの仮想空間でアバターによる不登校児童・生徒の居場所を提供

4 多様な問題を抱えた子ども達やその保護者等に対するきめ細やかな支援

学校では、発達障がいやグレーゾーンとされる特性をもった児童・生徒に対して、声の掛け方、指導方法の工夫、保護者への連絡など、細やかな支援を進めている。時には、人的支援としてスクールアシスタントを学校に配置し、児童・生徒の困り感に応じた支援体制を構築するように努めている。また、都立花畑学園のセンター的機能(※)を活用し、区内小中学校への訪問支援を要請している。学園の教員から、専門的な視点での指導・助言を受けることで、児童・生徒及び教員の困り感の解消を図っている。

※ センター的機能とは、特別支援学校が小・中学校の要請に応じて必要な助言又は援助を行う機能のことであり、学校教育法第74条に定められている。

5 法律の趣旨の周知

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童・生徒によっては、不登校の時期

が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこと等、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成29年2月14日施行）」の趣旨が浸透するように、区民、教員、保護者への周知を図っている。

6 区民への啓発

令和7年3月、不登校支援に関する情報を1箇所にとまとめた不登校支援ポータルサイトを区ホームページ内に開設した。

また、区立小・中学校の保護者が登録しているメール配信システムC4thHome&Schoolで月に1回不登校に関する情報発信を行っている。その他、子どもの登校のことで悩む保護者のための講演会・交流会の開催など、不登校への理解促進を図っている。

7 学校が楽しいと思える学校運営

(1) 子どもたちの意思が尊重され、自ら学びたくなる学校経営

ア 小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）にある「主体的・対話的で深い学び」に則り、子どもたちの意欲を喚起し、その意欲を起点とした授業改善を継続指導

イ 委員会活動、縦割り班活動等、集団活動や体験的な活動などの特別活動の充実を図るとともに、児童・生徒の主体的な参画・活動を重視した取組を通じてウェルビーイングを向上

(2) 宿題の廃止、もしくは自由選択

ア AIドリル、デジタル教科書等を使用した、子どもたち一人一人に応じた家庭学習への移行について継続指導

イ 区内小学校でも、家庭学習から自主学習への移行を図っている学校がある。取組を実施している学校の状況を把握し、他の学校でも実態に応じて自主学習を選択できるよう指導

ウ 家庭学習が子どもたちの負担にならないように、提出できない子どもに対して提出を強制したり、執拗な指導をしないよう指導

(3) 学校への嫌悪感を軽減する

ア 発達特性の理解が不十分なためにおこる不適切な対応をなくすため、教職員研修の充実

イ 「コミュニケーションの教室通信」等を活用したダイバーシティ教育の周知

ウ 児童・生徒が主体的に学べるユニバーサルデザイン教育の充実

(4) 不登校未然防止のためのスモール・ステップ・ルーム（SSR）

ア 中学校に、学級に入りづらいと感じた時、生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる教室「SSR」の開設

イ 巡回指導教員、スクール・ソーシャルワーク・アドバイザー(SSWA)等を派遣して指導状況を確認するとともに、SSR設置校の連絡会を定期開催し、事例を共有することなどの支援室でも生徒が安心して過ごし、自己肯定感を育める環境整備の実施

ウ SSWAが監修し作成したアセスメントシートを活用し、教育委員会と学校、家庭、関係機関が連携し、個々の生徒に最適な寄り添い支援を探求

エ 令和6年度以降、下表のとおり整備をすすめている

設置年度	設置中学校
令和6年度 (4校)	第一、蒲原、加賀、六月の各校
令和7年度 (6校)	第五、第十二、鹿浜菜の花、新田、西新井、東島根の各校 延10校
令和8年度 (15校)	第七、第九、第十、第十一、第十三、竹の塚、東綾瀬、青井、花畑、江北桜、伊興、花畑北、谷中、花保、栗島の各校 延25校

未設置校：第四、第六、第十四、入谷、入谷南、扇、江南千寿青葉、千寿桜堤、浏江 の10校

オ 引き続き生徒の変容を注視した上で、令和9年度の事業方針を策定

8 教員の負担軽減

(1) 会計年度任用職員の配置

副校長補佐、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、学習支援員(エデュケーション・アシスタント)など多様な人材を学校に配置し、これまで教員が担ってきた業務の一部を分任し、教員の負担軽減を図っている。

(2) 校務ICT化の推進

統合型校務支援システムを導入し、出欠席管理、成績処理等をシステム化し、教員の業務時間短縮を図っている。

(3) 自動音声応答装置、音声翻訳機等の導入

夜間の外部からの電話対応を無くすよう自動音声応答装置を設置、日本語を母語としない児童・生徒とのコミュニケーション

	確保のための音声・文書翻訳機配付、教員の音声を児童の母語で各自のタブレットに表示するシステムの試行等、教員の負担軽減を図る支援を実施している。
--	--

件 名	6 受理番号 3 不登校支援事業の抜本的な支援拡充を求める請願
所管部課名	<u>教育指導部 不登校施策推進担当課</u> 教育指導部 教育指導課、こども支援センターげんき 教育相談課
請願の要旨	令和 5 年 3 月 3 1 日、内閣府が、調査の結果 15～64 歳でひきこもり状態にある人は全国で推計 146 万人いる、と公表しました。その子ども版である不登校者の人数ですが、これも由々しき事態になっております。足立区の小・中学生の不登校者数が年々増えている状況の中で、不登校の子ども達に対する別室登校や別室での給食、個々の学力に応じたきめ細かな学力の底上げなど、個々に応じたきめ細やかな対応と実効性ある支援施策の構築が急務です。 ① 大至急、不登校の子ども達に、不登校になった理由のアンケートを実施すること。 ② ①で得たデータを元に、不登校の原因を解消するための施策を実施すること。 ③ 令和 5 年度 1 0 月より足立区においては区立六月中学校をモデルとして不登校未然防止事業（SSR）を打ち出され、令和 6 年度から六月中学校、第一中学校、蒲原中学校、加賀中学校 4 校で実施となった。モデル校 4 校で行われている事業からエビデンスを取り、不登校の子ども達に対する個々に応じたきめ細やかな対応と実効性のある支援施策を拡充すること。 ④ SSR の小学校版と中学校版をそれぞれ構築することを目的とし、足立区全小中学校で展開すること。 ⑤ 不登校の子ども達の学力の底上げとなるよう、必要な予算を付け、個々に応じた学習支援の場を提供すること。 ⑥ SSR 実施に必要な予算措置を早急に行うこと。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	なし

1 不登校に関する児童・生徒及び保護者アンケート（本調査）の実施について

令和7年9月に実施した「学校生活に関するアンケート」を学識経験者が分析した結果、以下の傾向が見られた。今後、調査分析結果を踏まえた具体的な施策について、校長会との協議を通じて検討していく。

2 単純集計から見た傾向

対象	回答から見た傾向
児童 生徒	① 学校への安心感が低下 高学年になるにつれ、学校は行きたいところ、学校は安心できると思う割合は低下する。 ② 中学生の将来の不安は進学が最多 中学生は、小学校高学年に比べ将来への不安を抱えている割合が高く、進学や勉強への不安の割合が増加する。 ③ 不登校の理由は、どの世代も気持ちや体調が最多 次いで、勉強が理由であり、小学校高学年の割合が一番高い。 ④ 高学年になるほど他者の助けを求める割合が減少 「そっとしてほしい、してほしいことはない」と考える割合が増加する一方、小学校低学年は友だちや家族の声掛けを求めている。 ⑤ 低学年での気付き、支援が重要 登校できるようになった児童・生徒は、低学年において勉強や人間関係が改善されると、学校に登校できるようになる割合が高い。
保護者	① 学校生活は友達が重要で、多様な経験を得る場 友人関係や勉強を重要と捉えており、併せて学校での多様な経験や社会ルールを学んでほしいと考える割合が高い。 ② 保護者が考える不登校の主な理由は、子自身の体調 そのほか学校での過ごしやすさ、人間関係が理由で、子が学校に行きたくないと考えている保護者の割合が高い。 ③ 求める支援は子の居場所や学びの場、進路に関する情報 子への支援は、オンライン授業の受けやすさ、学校内外の居場所を求める割合が高い。保護者への支援は、進路に関する情報提供、教員が先入観を持たずに話を聞いて欲しい割合が高い。 ④ 保護者が考える、子が登校できるようになるために必要な支援は人的サポート 登校できるようになった子を持つ保護者の回答では、登校できるようになった理由として、主に人間関係の改善や家族の応援であると考えている。また、登校できるようになった後のサポートとして、先生からの声掛けいつでも相談できる体制等、子に寄り添った支援を求めている割合が高い。

3 学識経験者調査分析概要

(1) 分析の視点

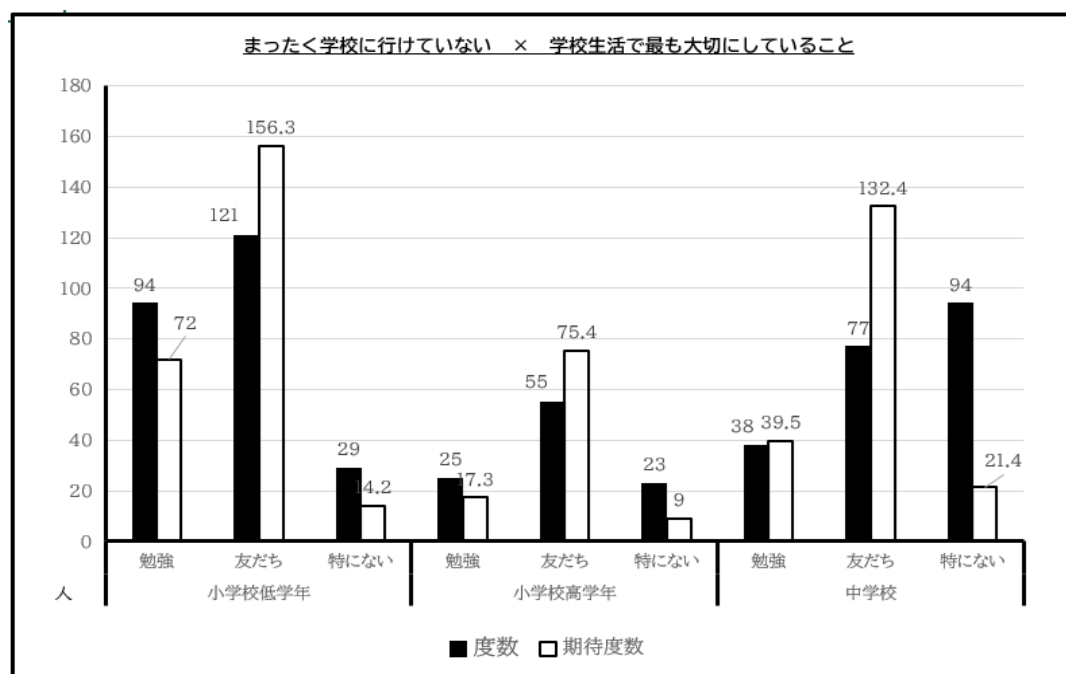
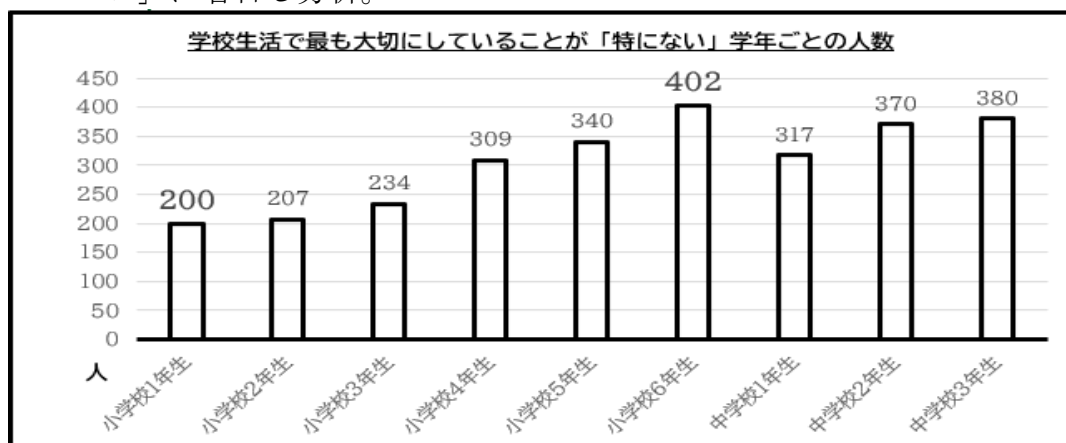
学校が子どもたちにとって「夢や希望を持てる」「ウェルビーイングが向上する」場所であれば、不登校はそもそも発生しないのではないかと、発生しても長期化の軽減ができるのではないかと、といった視点を持った。

ア 不登校未然防止の観点から、足立区教育大綱の基本理念である「夢や希望を信じ生き抜く人づくり」を目指すにあり方について分析。

イ 【夢や希望（将来の楽しみ）を信じる視点】と【子どもたちのウェルビーイング向上の視点】に焦点を当てて分析。

ウ 学校生活で最も大切にしていることが「特になし」と回答した子どもは学年が上がるにつれて増えていき、更に「まったく学校に行けて

いない」状態と何か特別な関係性があると考えられるため、「特にな
い」に着目し分析。



【度数と期待度数について】

① 度数

足立区の児童・生徒の実際の回答数

② 期待度数

本分析の期待度数は、足立区の児童・生徒の回答から算出されており、「もし何の偏りもなく確率通りに（あるいは仮説通りに）物事が起きたとしたら理論上カウントされるはずの回答数（データ数）」のこと。

上記表中の「特にない」に着目すると、小学校低学年、高学年、中学校において、それぞれ度数と期待度数に大きなズレがあり、「特にない」は「まったく学校に行けていない」との関係において、何か特別な関係がある、と考えられる。

(2) 統計的な分析結果

ア 子どもや子どもを支える大人が「夢や希望」を持て、ウェルビーイングの向上に繋がる学校等の居場所があれば、不登校の未然防止に繋がる可能性が示唆された。

イ 「子どもたちの居場所」を中心として、大人が関わり合いながら、地域社会全体で子どもを育てあげていくことが求められる。

4 区の今後の取組の方向性について（案）

今回の分析及び提言を根拠に以下の改革、改善に取り組んでいく。

(1) 意識改革

日ごろの教育活動及び人間関係の構築が不登校未然防止に繋がっていくことを子どもに関わる大人の共通認識とし、その認識の基に教育活動等を実施していけるように、特に教職員の意識改革を図っていく。

【意識改革（方向性の土台）】

	取組み	支援内容
意識改革	子どもに関わる大人が提言を学ぶことによる意識改革	(ア)子どもの教育に関わる大人向けに学識経験者による研修の実施 (イ)不登校支援連絡会を通じた関係機関への研修内容の共有

(2) 環境改善、体制改善

各校の教育課程に位置付けられている各種取組の再構築とブラッシュアップを図っていく。

【環境改善、体制改善（方向性の柱）】

	取組み	支援内容
環境改善	子どものウェルビーイング向上に繋がる個々のニーズに合った支援環境づくり	(ア)子どもが「安心」と「成長」を感じられる「友だち関係」を中心としたクラスづくり (イ) オンライン授業、SSRなど子どもの状況に合わせた校内環境創設 (ウ) キャリア教育など子どもたちが「自分がどうありたいのか」イメージを持てるような動機付けの推進 (エ) 上記を踏まえ、進路を自己決定できるよう、不登校生徒への進路指導や進路/進学情報の提供を強化
体制改善	子どもに合った支援を早期に行える仕組みづくり	(ア)担任、養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連携による子どもへの早期アプローチ（予防） (イ)登校しぶりの段階で早期支援に繋がるように、区の不登校関連事業をまとめた一覧を学校が子どもと保護者に周知 (ウ)SSRなど「安心」と「成長」を感じられる子どもに合う居場所の創設
	大人から子どもへのアプローチ方法の改善	(ア)子どもが自分に合った相談相手と相談できる環境づくり (イ)子どもが相談しやすいよう様々な相談機会や相談方法を提供

5 【参考】学校生活に関するアンケート実施状況

(1) 回答数、回答率

対象	母数	回答数	回答率	
小学校	28,706人	24,860	全体	86.6%
			最高	100.0%
			最低	56.2%
中学校	13,343人	11,244	全体	84.2%
			最高	94.3%
			最低	66.2%
保護者	30,213世帯	12,670	41.9%	

※ 母数はいずれも9/1現在

※ 無効回答があったため、無効回答は除外した。

(2) アンケート実施方法

インターネット回答方式で実施

(3) アンケート実施期間

児童・生徒も令和7年9月8日（月）～9月30日（火）を実施期間として予定していたが、回答数、回答率が低い学校が複数あったため、実施期間を1週間延長した。

ア 児童・生徒

令和7年9月8日（月）～10月7日（火）

イ 保護者

令和7年9月8日（月）～9月30日（火）

6 スモール・ステップ・ルーム（SSR）の運営状況

(1) 背景

様々な対策にも関わらず不登校は増加傾向にある。一旦不登校状態になると教室に戻るのは困難なため、教室に入ることが難しい生徒を対象とした未然防止事業として、SSRの運営に取り組むこととした。

(2) 各年度の整備状況

設置年度	設置中学校
令和6年度 (4校)	第一、蒲原、加賀、六月※の各校
令和7年度 (6校)	第五、第十二、鹿浜菜の花、新田、西新井、東島根の各校 延10校
令和8年度 (15校)	第七、第九、第十、第十一、第十三、竹の塚、東綾瀬、青井、花畑、江北桜、伊興、花畑北、谷中、花保、栗島の各校 延25校

※ 六月中は令和5年度からモデル実施

未設置校：第四、第六、第十四、入谷、入谷南、扇、江南、千寿青葉
千寿桜堤、瀏江 の10校

(3) S S Rでの生徒支援

各校には元学校管理職や元養護教諭の指導員を配置し、学校、教育指導課と連携して生徒を支援している。さらに巡回指導教員、S S W A (スクール・ソーシャルワーク・アドバイザー) 等を派遣して指導状況を確認するとともに、S S R設置校の連絡会を定期開催し、どの支援室でも生徒が安心して過ごし、自己肯定感を育める環境づくりに努めている。

(4) 今後の方針

令和9年度は中学校の残る10校に設置し、全校展開する方針である。引き続きS S Rを利用する生徒の変容を注視していく。

7 小学校の別室常時開室に向けた検討

不登校の低年齢化が進み、とりわけ小学校低学年段階での「登校しぶり」や不安傾向への早期対応が課題となっている。小学校段階において教室に入りづらさを感じている児童が安心して登校を継続できる環境を確保するため、校内別室の常時開設に向けた検討を進める。

8 学習支援の場の提供

(1) 学校内の支援の場

令和8年4月に、チャレンジクラス「シエスタ」を第十一中学校内に開設した。以下の対象者に対し、チャレンジクラスの特徴を生かした学習支援を図っていく。

ア チャレンジクラスの定義

都内公立中学校等における不登校生徒を対象として、その実態に配慮した教育を実施する学級をいう。

イ 特徴

(ア) 学習指導要領に準じた教育課程の作成が可能

※ チャレンジクラス単独で修学旅行や移動教室の実施が可能

(イ) ゆとりある授業時数の設定が可能

(ウ) 正規教員4～6名の配置

ウ 対象者

足立区立中学校に在籍する生徒(次年度足立区立中学校に入学予定の児童を含む。以下同じ。)のうち、次の(ア)、(イ)いずれかに該当する者とする。

(ア) 年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因・背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にある者。ただし、疾病、経済的な理由等による者を除く。

(イ) 断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる者。

※ 特別支援学級の該当者は対象外

(2) 学校外の支援の場

不登校児童・生徒への学習支援の場として、外出可能な児童・生徒には、教育支援センター(チャレンジ学級・あすテップ)や居場所を兼ねた学習支援事業等の支援策を整備し、外出が難しい児童・生徒に対して

	は家庭訪問型の家庭学習支援事業を実施し、一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。今後も個の状況やニーズに応じた学習支援の場を継続的に提供し、学びの保障と支援の充実を図っていく。
--	--

件 名	6 受理番号 2 子どもたちの笑顔をふやし、先生たちが元気になる解決策を求める陳情
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課
陳 情 の 要 旨	教員の長時間労働は、深刻である。一刻も早く教員を増やし、ゆとりを持って教育ができるよう、次のことを要望する。 1 東京都に対し、1人の教員の授業時間が1日4時間(コマ)以内となるよう、小学校においては、専科教員の増員や英語教師などの配置を行い、中学校においては、週の持ち時数の上限を20時間とする教員配置を行うよう、足立区議会として意見書を提出すること。 2 足立区として、教員が勤務時間内に子どもにかかわる時間を十分に確保しつつ、明日の授業の準備がしっかりとできるように、「学校に於ける働き方改革に関する取り組みの徹底について」(2019 年3月18日文部科学事務次官通知)に基づき、学校に課している「過度な負担を軽減することに尽力する」とともに、業務の役割分担・適正化をすすめ、また各学校を支援すること。
陳 情 者 住 所 等	請願文書表のとおり
内 容 及 び 経 過	1 教員の配置基準 (1) 教員の定数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「東京都公立学校教職員定数配当方針」により学級数による配当教職員数が決まっている。 東京都教育委員会は学級数に応じた教員定数のほか、各学校の状況に応じて指導方法工夫改善等の加配教員を配置している。 (2) 平成30年度からは小学校で「英語」が新たに専科として加わった。さらに校務分掌や研修内容に応じて、各教員に時数軽減が適用されているが、特別区教育長会や特別区指導室課長会等を通じて更なる改善について要望している。 (3) 中学校の教員の持ち時数に関する上限については特に定めがない。教員の持ち時数については、各校に配置されている各教科の教員数等を総合的に勘案して学校長の判断により決定されるが、教員の負担軽減を図るべく教員配置基準の見直しについて、特別区教育長会や特別区指導室課長会等を通じて、要望している。なお、文部科学省が実施した令和4年度学校教員統計調査によると中学校教諭の平均授業日数(週)は14.5時間である。

2 教員の負担軽減のための取組

- (1) 足立区として、出退勤システムの導入による在校時間の可視化、統合型校務支援システム（C4t h）導入による出欠席管理、成績処理業務等の効率化、H&S（ホーム&スクール）システムによる家庭との連絡業務の負担軽減等、I C Tを活用した支援を推進している。
- (2) 副校長補佐やスクール・サポート・スタッフ、学習支援員（エデュケーション・アシスタント）等、教員の負担軽減に資する様々な会計年度任用職員を学校に配置している。
- (3) スクール・ロイヤー制度や、中学校における自動採点システム、時間割作成システムの導入など、新たな支援策も実施しながら、学校、教員の負担軽減に取り組んでいる。
- (4) 中学校教員の部活動指導の負担を軽減するため、部活動指導員の配置や、令和7年度から新田学園でのプロチームによるサッカー指導、令和8年度から10校30部活の指導委託の試行など、部活動の地域移行に取り組んでいる。

件 名	6 受理番号 4 足立区行政主導ペアレント・メンター事業のさらなる展開を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
請願の要旨	足立区ペアレント・メンターは、親支援として、行政支援では賄いきれない当事者目線の支援事業です。 通常学級に在籍する親に対する適切な支援事業となる仕組みを新たに構築する必要があります。その為にも、新たなペアレント・メンター相談支援事業の展開と発達障がいについてのさらなる周知啓発活動を求めます。 ① SNSやポスター、区の広報紙、入学説明会やC4th Home&School を使った保護者への周知徹底を行い、効果を十分に意識した積極的な広報活動を展開すること。 ② 複数のアウトリーチ機能を持たせた保護者相談会の実施。各学校や地域ごとに保護者が集まりそうな会の企画（ビーズ、刺繍手芸など）、入学説明会や商業施設に出向く、既存イベントとのタイアップによるアウトリーチ型の相談会を実施すること。 ③ 専門家や大学との連携により、セミナーやシンポジウムなどを年に複数回開催し、区民の意識と子育てに関する教育力を高める意識づけを積極的に行うこと。例えば、シンポジウム 3 部制の 1 つに発達障がいを盛り込む講演会の開催や講演会の動画配信などの工夫をすること。 ④ 最終的に、家庭教育力を高めた保護者が次を担うペアレント・メンター候補者となるよう、常に効果を意識した支援事業をすること。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	なし
内容及び経過	1 ペアレント・メンター事業について (1) ペアレント・メンターとは メンターとは「信頼できる相談相手」という意味。 自らも発達障がいのある子どもの養育経験があり、傾聴や発達障がいの基礎知識などの一定の学びをした保護者 (2) ペアレント・メンターの特徴と活動 ペアレント・メンターはその当事者性から、専門機関による支援とは違った以下の特徴がある。 ア 同じような発達障がいのある子どもを育てる親としての高い共感性と寄り添い イ 地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供 ウ メンター自らの子育て体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント

2 足立区のこれまでのペアレント・メンター事業の取組

平成28年4月	一般社団法人ねっとワーキングに委託し、西綾瀬ボランティアセンターで事業開始
平成29年1月	実施場所を東京芸術センター8階に変更
平成30年4月	実施場所をねっとワーキング青井事務所に變更
平成31年4月	障がい福祉センター（福祉部）からこども支援センターげんき（教育委員会）に移管
令和3年4月～ 令和6年3月	プロポーザル方式に変更し、一般社団法人ねっとワーキングが選定され3年間の事業委託実施
令和6年4月～	事業委託から区主導の事業に変更 登録団体となった一般社団法人ねっとワーキングと協定を締結し、団体に登録したペアレント・メンターによる相談を、こども支援センターげんき5階相談室で開始（令和8年度も継続）

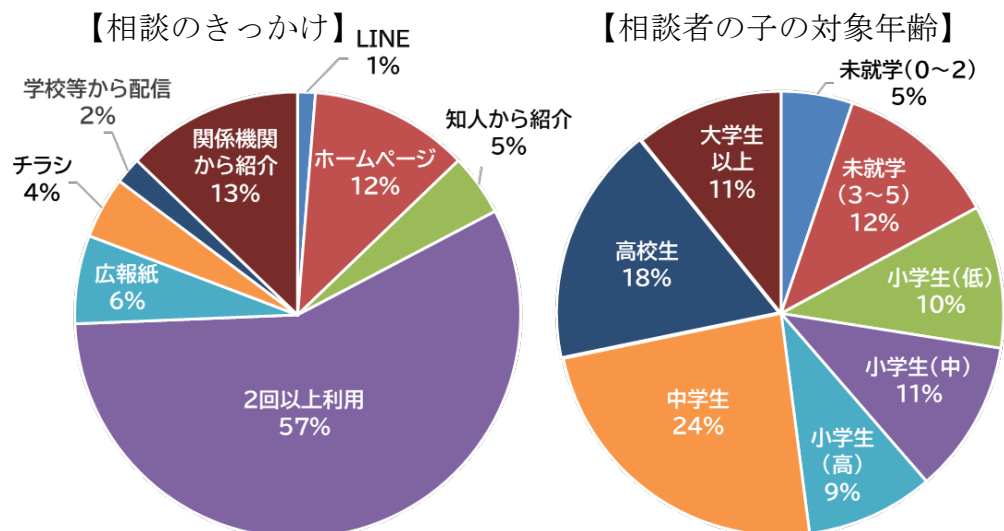
3 令和7年度の情報発信等について

- (1) あだち広報への掲載、区施設等でのポスター掲示、チラシの配布
- (2) 区HPやLINE等の公式SNS、C4th Home&School による配信
- (3) ドットリボンフェスタ・NPOフェスタでのブース出展
- (4) その他、庁内各部が所管する協議会等での周知

4 令和7年度の相談実績について

	5年度（参考）	6年度	7年度
個別相談 （電話相談含む）	66回	101回	95回
グループトーク （出張相談等含む）	36回	9回	13回

- (ア) グループトークの実施回数を増やし、土曜も2回開催（5名参加）
- (イ) 相談のきっかけと相談者の子の対象年齢の傾向は以下のとおり



件 名	7 受理番号 5 足立区の学校図書館の充実を求める陳情																
所管部課名	教育指導部教育政策課																
陳情の要旨	学校図書館を充実させるために次の対策を計画的に進めてください。 1 小学校司書（支援員）を派遣社員ではなく直接雇用で週 5 日勤務にしてください。 2 小学校司書（支援員）も中学校司書と同じように研修等に参加し、学び、誇りをもって安心して働くことが出来るようにしてください。 3 児童・保護者・教師の中で専門職と認めてもらえるように、小学校でも「学校司書」という呼称にしてください。 4 小中の学校図書館の本は古い本が多いです。小学校・中学校の図書予算を増やしてください。 5 区として、学校図書館活用推進体制を強化してください。																
陳情者等	請願文書表のとおり																
内容及び経過	1 小学校図書館支援員配置 (1) 小学校図書館支援員の業務内容 ア 基 本 業 務：開閉館、貸出返却処理、レファレンス等 イ 環境整備業務：図書配架、展示、蔵書点検、選書支援等 ウ 授業支援等：教材用図書選書支援、読み語り、読書支援、ブックトーク等 (2) 配置日数等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>小学校</th><th>中学校（参考）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置日数</td><td>年間 1 8 0 日 （概ね週 4 日） 1 日 6 時間勤務</td><td>年間 2 0 5 日 （概ね週 5 日） 1 日 6 時間勤務</td></tr> <tr> <td>配置人員</td><td>6 7 人（各校 1 人）</td><td>3 5 人（各校 1 人）</td></tr> <tr> <td>雇用形態</td><td>派遣職員</td><td>会計年度任用職員</td></tr> <tr> <td>資格</td><td>司書、司書補、司書教諭の免許を有する者もしくは同等の知見を有すると認められる者</td><td>司書、司書教諭</td></tr> </tbody> </table>		項目	小学校	中学校（参考）	配置日数	年間 1 8 0 日 （概ね週 4 日） 1 日 6 時間勤務	年間 2 0 5 日 （概ね週 5 日） 1 日 6 時間勤務	配置人員	6 7 人（各校 1 人）	3 5 人（各校 1 人）	雇用形態	派遣職員	会計年度任用職員	資格	司書、司書補、司書教諭の免許を有する者もしくは同等の知見を有すると認められる者	司書、司書教諭
項目	小学校	中学校（参考）															
配置日数	年間 1 8 0 日 （概ね週 4 日） 1 日 6 時間勤務	年間 2 0 5 日 （概ね週 5 日） 1 日 6 時間勤務															
配置人員	6 7 人（各校 1 人）	3 5 人（各校 1 人）															
雇用形態	派遣職員	会計年度任用職員															
資格	司書、司書補、司書教諭の免許を有する者もしくは同等の知見を有すると認められる者	司書、司書教諭															

(3) 経過

年度	経 過	経費(千円)
H 2 6	「学校図書館法」改正：学校司書配置の努力義務等	
H 2 9	<u>業務委託</u> により全校に支援員配置開始（週 1 日 6 時間） ※ 委託以前は教員とボランティアが図書館業務を担当	30,834
R 2	事業形態を委託から <u>人材派遣</u> に変更し、配置日数を週 2 日に増	112,712
R 3	小学校の直接雇用モデル校実施に向け、会計年度任用職員（学校図書館支援員）の定数（2 名）を増員したが、人材確保が困難で採用には至らず。	114,146
R 5	学校図書館に支援員が常駐に近いかたちを実現するため、既存の派遣スキームにより、3 年間で全校の支援員配置日数を概ね週 2 日から週 4 日へ拡充することを目標とした。 小学校 23 校の支援員を週 4 日勤務に拡充	172,676
R 6	小学校 45 校の支援員を週 4 日勤務に拡充	214,885
R 7	小学校全 67 校の支援員を週 4 日勤務に拡充	257,096

(4) 他区小学校の状況（令和 7 年 5 月時点）

事業形態	おおよその配置日数	対象区数
業務委託 (12 区)	週 5 日	3 区（中野、世田谷、港）
	週 4 日	1 区（渋谷）
	週 3 日	3 区（品川、墨田、練馬）
	週 2 日	3 区（新宿、北、台東）
	週 1 日	2 区（江東、板橋）
会計年度任用職員を雇用（5 区）	週 5 日	3 区（葛飾、荒川、杉並）
	週 4 日	1 区（大田）
	週 1.5 日	1 区（豊島）
区立図書館 指定管理者から派遣 (3 区)	週 4 日	1 区（文京）
	週 3 日	1 区（千代田）
	週 1 日	1 区（江戸川）
有償ボランティア (2 区)	週 2 日	1 区（中央）
	週 1 日	1 区（目黒）

2 研修体制

小学校	中学校（参考）
派遣事業者が月に1回、集合形式で実施 ※ 定期的に区職員が出席し、事業の趣旨等を説明するなどの機会を設けている	集合研修[年3回] 地区別連絡会（4ブロック） [年1回] グループワーク（グループ別に課題を決め研究・発表） [年4回]

3 名称

（1）小学校

以下の理由から「図書館支援員」としている。

ア 学校図書館長（校長）を、外部から支える人材であること

イ 資格要件を「司書、司書補、司書教諭の免許を有する者もしくは同等の知見を有すると認められる者」としていること

（2）中学校

以下の理由から、令和5年度にそれまでの「学校図書館支援員」から「学校司書」に名称変更した。

ア 学校組織において、専門資格を有する「司書」としての位置付を明確にするため

イ 支援員から名称変更の要望が多く寄せられたため

4 学校図書購入予算

年 度	当初予算
令和4年度	121,360千円
令和5年度	122,907千円
令和6年度	131,297千円
令和7年度	133,084千円
令和8年度	143,340千円

5 学校図書館活用推進体制

（1）足立区学校図書館利活用推進プラン（令和5年度策定）

ア 策定の目的

探究心を培い主体的に学ぶ児童・生徒の育成を目指し、学校と教育委員会が一体となって学校図書館の利活用を推進するために策定した。

イ 指標と取組

「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能ごとの指標とそれに対応した重点的な取組事項を整理。

	(2) 学校図書館スーパーバイザー 定数2名（現員1名） ア 目的 専門的知見を有する人材による指導・助言を通して、児童・生徒及び教員による学校図書館の利活用を推進するとともに、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の質的向上を図っていく。 イ 業務内容 （ア）巡回による司書教諭や学校司書（学校図書館支援員）への業務の指導・支援 （イ）学校図書館活用に関する研修や連絡会等の企画運営 （ウ）学校図書館活用に関するデータの収集及び分析 (3) 学校巡回司書 定数1名 ア 業務内容 （ア）学校司書の専門性向上及びスキルの平準化を目的とした指導・助言 （イ）蔵書点検や図書館環境整備など学校司書・図書館支援員1名で対応できない作業の支援 （ウ）中学校で急な学校司書の欠員が生じた際の図書館業務の支援 (4) 学校図書館支援チーム 以下のメンバーが連携して学校図書館を支援していく。 ア 教育政策課 学校図書館スーパーバイザー 学校巡回司書 学校図書館活用推進担当 イ 教育指導課 指導主事
--	--

件 名	受理番号 1 学校をより安全で安心な環境にするための陳情
所管部課名	教育指導部教育指導課
陳情の要旨	安全配慮義務がある学校において、不登校のきっかけとなるとともに心身に悪影響を及ぼし得る「いじめ」を発生させないよう、次の事項について陳情する。 1 学校経営 学校の最優先業務を、「児童生徒の安全と安心の確保」と位置付け、いじめを許さない環境を作ること。そのために、教職員一人ひとりの意識改革とスキルアップを図ること。 2 教職員 (1) 教師間で、いじめやハラスメントをしないこと。 (2) 研修の充実 子ども主体のいじめ防止活動、いじめ防止対策推進法、重大事態調査のガイドライン、生徒指導提要、いじめ関連の刑法等の研修を実施すること。 (3) 学校のいじめ基本方針と、いじめ関連の法令等を保護者に周知すること。 3 児童生徒 いじめをしない、させない、許さない、いじめが起きた場合、力を合わせ、いじめを解決する児童生徒を育成すること。 (1) いじめ防止教育の充実 発達段階に応じて、いじめの定義や、いじめが心身に与える影響などの教育を行う。 (2) 子ども主体のいじめ防止活動のモデル校作りいじめに反対する子が沢山いればいじめは起き難く、起きててもすぐ発覚し、発展しない。それが辰沼小学校で実践されていた「子ども主体のいじめ防止活動TKR」※1であり、これを小・中のモデル校で行い、後に各校で行う。これが実効性の高いいじめ防止に繋がり、区として取り組むことを強く求める。
陳情者住所等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 学校経営 (1) 教育課程編成において、区内全小中学校が「いじめ防止」の内容を必ず位置付けている。 (2) 「各校いじめ防止基本方針」を策定し、「各校いじめ対策委員会」による校内研修等のいじめ対策を実施するとともに毎年度方針の内容を見直している。

2 教職員

(1) 教師間で、いじめハラスメントをしない

ア 足立区教育委員会は、すべての職員が個人として尊重され、お互いに信頼し合って快適に働ける職場環境を作り、これを維持していくことが何よりも重要と考えている。

イ 足立区教育委員会では令和2年7月に「区立学校における『ハラスメント』の防止等に関する基本方針」を定めており、職務に関連しない「いじめ、嫌がらせ」「強要」「個人の尊厳を傷つける言動」など、人間関係に悪影響を及ぼすことで職場環境を悪化させる言動についても「その他のハラスメント」として明確に禁止し、いかなる職員による、いかなる形態であっても、これを黙認したり見過ごしたりすることがないように取り組んでいる。

(2) 研修の充実

足立区教育委員会では、いじめ防止を学校経営の最優先課題と捉え、教職員の意識改革と実践力の向上を図っている。令和7年度は、毎年実施していた「いじめ防止研修」を「いじめ早期発見・対策研修会」にブラッシュアップし、以下の2点を中心に学びを深めた。

ア 組織体制の強化と法制度の周知徹底

形式的な「体制」に留まらず、教職員全員がいじめの早期発見に向けて有機的に機能する「態勢」への転換を学んだ。合わせて「いじめ防止対策推進法」の「重大事態」の定義や学校の責務を再確認し、法に則った対応の徹底を確認した。

イ 教職員の資質向上と子ども主体の環境づくり

いじめを生まない土壌を作るため、子どもの声を「聴く」スキルや信頼関係を築く手法を習得した。今後も研修等を通じて子どもが孤立せず相談しやすい環境創り、互いの良さを認め合う集団づくりを推進していく。

(3) 保護者への啓発

「各校いじめ防止基本方針」については、各学校ホームページへの記載、および保護者や地域への周知を義務付けている。

各校のいじめ防止基本方針の内容や、いじめ防止の取組について、引き続き保護者会等の機会に周知していく。

3 児童生徒

(1) いじめ防止教育の充実

全小中学校において、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。小学校6学年の道徳でいじめ防止対策推進法に触れるなど、各学年の発達段階に応じた学習活動に

	ついて事例を共有し、取組の充実を図る。 (2) 子ども主体のいじめ防止活動のモデル校作り 各小中学校において、児童生徒が主体となり、学校生活の中で見出した「いじめに関する問題」を解決するための活動を現在も実施している。これらの取組は「中学生生徒会交流会」で共有され、各中学校での活動の充実に繋げている。今後、小学校を含めて各校の事例を共有し、取組の更なる充実を図る。 ※1 【子ども主体のいじめ防止活動TKR】 児童が主体となったいじめ防止活動「辰沼キッズレスキュー隊」のこと。いじめ防止標語の作成、いじめ相談ポスの設置、日常の思いやりを称える活動などを通じて、児童の自己肯定感と優しさを育んでいる。
--	--

件 名	受理番号 10 足立区立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情
所管部課名	教育指導部教育指導課
陳情の要旨	将来の主権者として社会課題を主体的に判断する力を養うため、中学校での平和教育や修学旅行は極めて重要な役割を担っています。教育基本法に基づき、特定の政治的見解に偏ることなく、多面的・多角的な視点から事実に基づいた中立的な学びを確保することが不可欠です。 本陳情の背景には、令和8年3月に沖縄県辺野古で発生した修学旅行中の船舶転覆事故があり、学校には十分な安全確認と保護者への説明責任が求められています。遺族は、偏った情報ではなく多様な視点に触れる教育を望んでおり、文部科学省も校外活動の安全確保徹底を通知しています。 一方で、辺野古移設反対を支援する団体に多数の教職員組合系団体が賛同している実態があり、教育現場の中立性への影響が懸念されています。教員が特定の政治運動への寄付を呼びかけたり、偏向した内容を指導したりしていないか、実態の確認が必要です。特定の政治的運動に教育関係者が加担することは、中立性への配慮を改めて見直すべき事態を示唆しています。 以上、足立区立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、以下のとおり陳情いたします。 1 足立区立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。 2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。 3 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。 4 上記3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。
陳情者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	

内容及び経過	1 区立中学校における平和教育 (1) 特定の立場に偏らないような教育 歴史的に多様な見方や考え方ができる事柄等や現実の利害等、対立のある事柄を授業で取り上げる場合には、児童・生徒の考えが深まるよう様々な資料や見解を提示するなどの配慮をしている。 (2) 教育委員会の方針について 平和に関する学習については学習指導要領に基づき、小・中学校において児童・生徒の発達段階に応じて、主として社会科で指導することとされている。教育委員会としても、本土への空襲や沖縄戦等を社会科で取り上げ、平和で民主的な国際社会の実現に資する資質・能力を育成するよう指示している。 (3) 指導上の留意点について 様々な国にルーツがある児童・生徒が増加していることを踏まえ、これまで以上に社会的事象を多角的・多面的に捉えることができるように、資料や学習形態に配慮している。 2 修学旅行、校外学習に係る保護者への説明と安全管理 学校は「危機管理マニュアル」等を基に、修学旅行、校外学習時の安全管理を徹底している。 (1) 保護者への説明について 修学旅行については、実施の2年前から複数の業者の提案を受け、提案内容を保護者の代表とも共有して実施場所を決定している。また、目的はもちろんのこと、活動内容や移動手段、外部関係者の関与等についても、教員が事前に行程を実踏した結果を基に保護者会を開催して十分説明している。 校外学習についても、教員が実施場所を実踏し、実施までに通知等を活用して保護者に説明したうえで決定している。 (2) 安全管理について 修学旅行等の実施については、学年教員及び管理職が連携し、十分な引率教員が参加した上で実施している。また、学校の「危機管理マニュアル」に基づき、実施場所で緊急事態が発生した時の連絡体制等を事前に整えた状態で実施している。 3 過去の修学旅行・平和学習について (1) 修学旅行・平和学習等の記録について 修学旅行等、校外で実施する学習活動については、挙行報告を提出させており、その都度、概要を確認している。なお、挙行報告は、1年保存となっている。
--------	--

	(2) 政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動の確認について 前述のとおり、校外学習については、実施の前に挙行報告を回収し、 実施場所等を確認している。また、宿泊を伴う校外学習については、児 童・生徒に配布するしおりも合わせて提出させ、活動内容についても確 認の上実施している。 なお、令和8年度に新田中学校が広島県を訪問するが、事前学習を十 分に実施して多角的・多面的に学習できるプログラムが組み立てられ、 保護者への事前説明においても、特段、懸念の声は寄せられていない。
--	---

件 名	受理番号 5 竹の塚中学校と瀏江中学校の統合を中止し両校の存続を求める陳情
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
陳情の要旨	令和8年1～2月に「竹の塚地区の適正規模・適正配置実施計画（案）第1版」の説明会があり、参加者のほとんどは統合に対する不安や反対の意見を表明していたことから、両校の存続を求める。 1 竹の塚中学校の生徒は小規模校を選んで入学しており、不登校対策としても竹の塚中学校を存続してほしい。また、竹ノ塚駅周辺は新しい魅力的な街づくりが進もうとしており人口増の可能性もあるため、学校を残してほしい。 2 瀏江中学校は適正規模のため統合する必要はない。また、統合により生徒数が増えることで教職員の負担が増え、不登校の生徒を増やしかねないため、学校を存続させ施設更新してほしい。 3 統合により通学距離が伸び、生徒と家庭に大きな負担がかかる。また、統合に伴い別の中学校に入学する意見も多く、抽選漏れになる不安を抱えているため、統合を中止してほしい。 4 当事者である中学生の意見を聞いてほしい。 5 地域にとっての拠り所であり、災害時には避難所にもなる学校を無くさないでほしい。
陳情者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	

内容及び
経過

1 実施計画（案）第2版の概要（令和8年3月文教委員会で報告済み）

（1）統合対象校の状況（学区域内の年少人口）

ア 竹の塚中学校では各年齢で3学級以下となる見込みで、今後も小規模状態が続く。

イ 渕江中学校では4歳以下で3学級となる見込みで、将来的には小規模傾向になる。

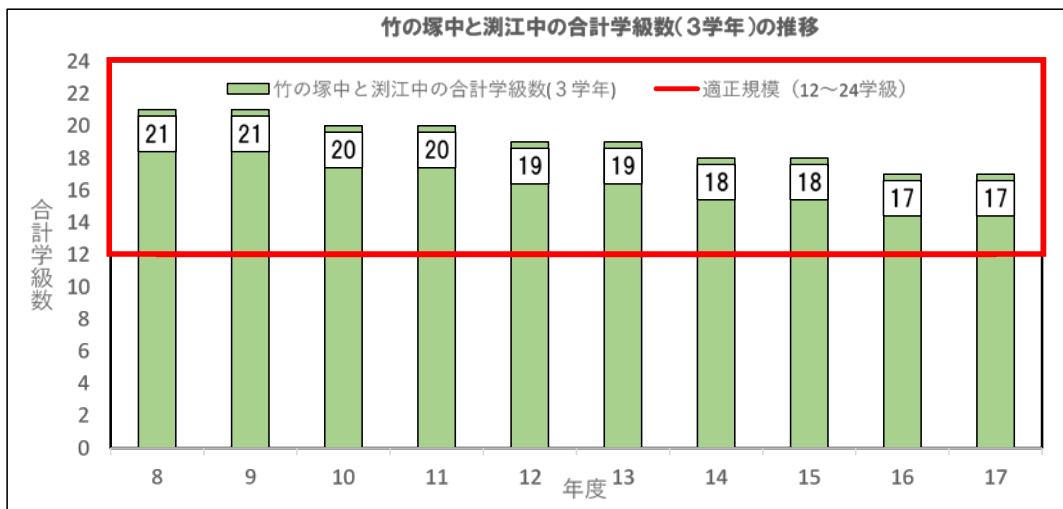
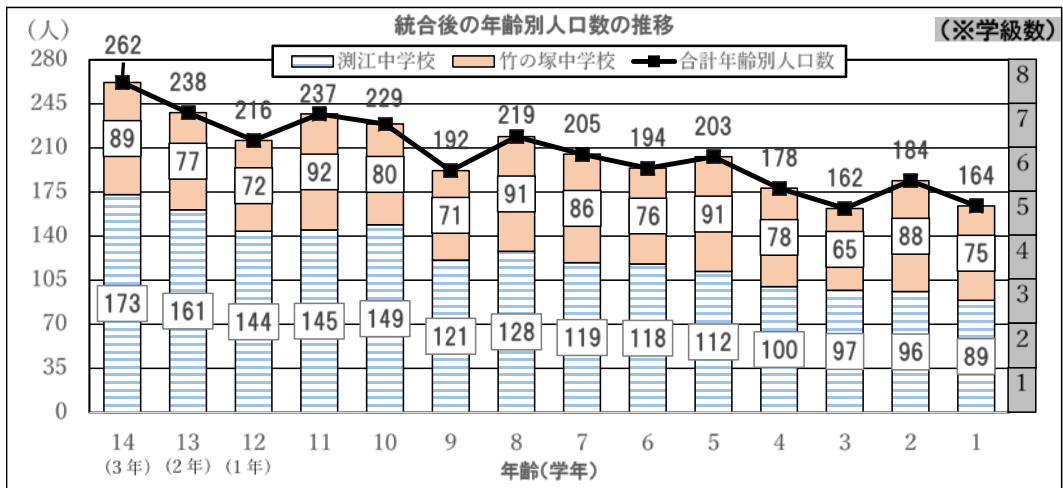
（2）統合後の年齢別人口数と合計学級数の推移

ア 竹の塚中学校と渕江中学校の学区域内の1歳から11歳までの年少人口全員が学区域内の中学校に就学したと仮定し、1学年35人学級で算定した場合、学校規模は17～21学級程度の適正規模で推移すると予測している。

イ 適正な規模の集団の中で、様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を増やすことで、子どもの教育環境のさらなる向上を目指す。

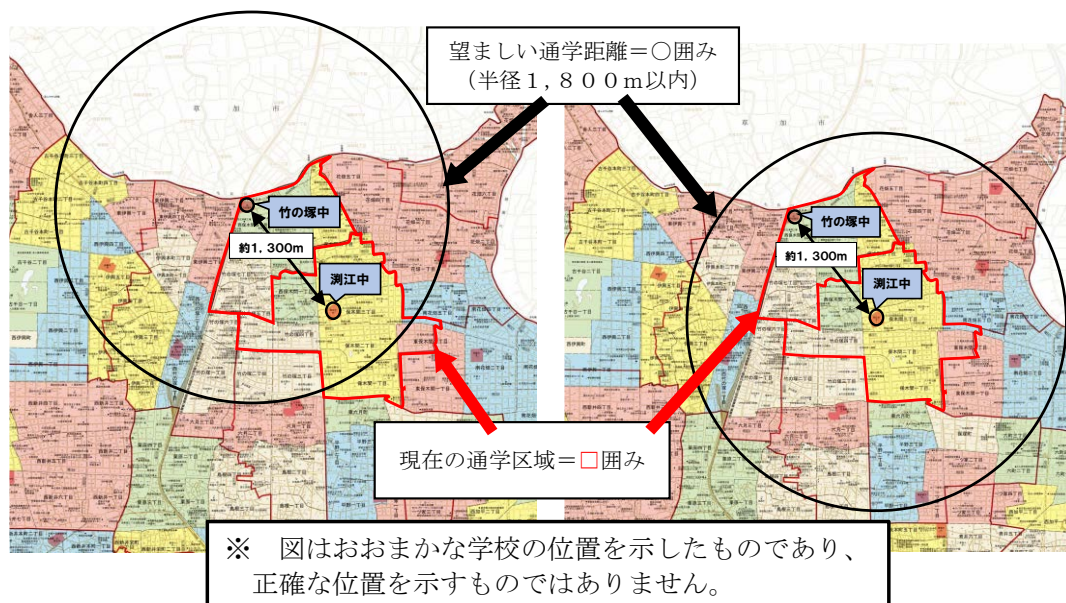
◇統合校の年齢別人口数と合計学級数の推移◇

※令和7年5月時点の学区域内年齢別人口を基に算出。



(3) 統合後の学校配置

湧江中学校を改築し新校舎を建てる方針であり、両校の学区域は望ましい通学距離（直線距離でおおむね1,800m）の範囲内に収まる。



(4) 統合地域協議会の設置

ア 両校の開かれた学校づくり協議会メンバーを中心に構成される。

イ 両校の歴史・文化の継承や交流事業の検討のほか、地域コミュニティや避難所の機能強化等についても、協議会メンバーからご意見をいただきながら検討を進める。

(5) 統合等の主なスケジュール

ア 令和11年4月に学校統合

イ 令和15年4月に新校開校

2 陳情の要旨に対する区の考え

(1) 竹の塚中学校の存続について

ア 単独で学校を存続させた場合、各年齢で3学級以下となる見込みで、今後も小規模状態が続いてしまうと分析している。

イ 小規模解消には学区域内の年少人口の増加が重要なため、同地域にある湧江中学校と学区域を統合する等、地域全体で取り組む必要がある。

ウ 湧江中学校との統合により、学校規模は17～21学級程度の適正規模で推移すると予測している。

エ 区では、適正な規模の集団の中で様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を通じて、子どもの教育環境のさらなる向上を目指しており、適正規模・適正配置事業は不登校対策として取り組むものではないと考えている。

オ 令和11年度に学校統合した場合、合計学級数(3学年)は20学級となる見込みであり、仮にその後生徒が4学級(140人)程度増加しても、適正規模の範囲内に収まると分析している。

	カ 今後も竹ノ塚駅周辺のまちづくりや人口動態については、エリアデザイン計画担当を中心に、庁内で密に情報共有していく。 (2) 浏江中学校の存続について ア 単独で学校を存続させた場合、現在は適正規模である一方、4歳以下では3学級となる見込みで、今後は小規模になってしまうと分析している。 イ 小規模の解消には学区域内の年少人口の増加が重要なため、同地域にある竹の塚中学校と学区域を統合する等、地域全体で取り組む必要がある。 ウ 区では、適正な規模の集団の中で様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を通じて、子どもの教育環境のさらなる向上を目指しており、適正規模・適正配置事業は不登校対策として取り組むものではないと考えている。 (3) 通学距離及び入学時の特例措置について ア 実施計画(案)第2版では浏江中学校を改築して新校舎を建てる方針であり、両校の学区域は望ましい通学距離(直線距離でおおむね1,800m)の範囲内に収まる。 イ 「統合に伴う改築等」を理由として、学区域外の学校へ入学を希望する場合、学区域内の入学希望者に次ぐ順位にできる。 (4) 生徒の意見聞き取りについて ア こども基本法では、子どもは「年齢や発達の程度に応じて意見が尊重」とあることから、区では統合地域協議会の設置後、新たな学校づくりの際に子どもたちの意見やアイデアを伺い活かしていく予定である。 イ これまでも統合校では、子どもや地元住民から校名や校章等の案を募集し、統合地域協議会で選定している。 (5) 地域コミュニティや避難所機能について ア 統合後の新校舎では、地域連携室の整備や備蓄倉庫の拡充など、地域の拠り所や避難所としての機能強化を検討している。 イ 残る学校施設についても、まずは近隣の第十四中学校改築時の仮校舎として活用を検討した後、その後の跡地活用では地元住民等のご意見を丁寧に伺いながら、地域にとって大切な場所になるよう検討を進めていく。
--	---

3 その他

本陳情とは別に、統合反対に関する署名を受領したので以下報告する（令和8年6月10日時点）。

受領日	提出者	件名	筆数	提出先
令和8年 4月27日	学校統廃合 を考える会	小中学校の学校統 廃合の中止を求め る署名	1,465筆	区長 教育長
令和8年 6月10日	竹の塚中学 校保護者・ OB有志	竹の塚中学校と渕 江中学校の統合計 画の中止を求める 署名	1,200筆	区長 教育委 員会

件 名	受理番号 1 1 花畑西小学校と桜花小学校の統廃合計画に反対する陳情
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
請願の要旨	1 陳情の主旨 花畑西小学校と桜花小学校の統廃合計画を見直し、花畑西小学校の小規模校としての存続を求める。 2 陳情の理由 (1) 花畑西小学校は少人数だからこそ、子どもの個性や成長に目が行き届き、不登校や学習面で不安を抱える子どもへの支援もしやすい環境が保たれている。 (2) 学校は教育施設であるだけでなく、地域コミュニティの中心であり、防災・交流・地域活動の拠点として重要な役割を担っており、学校がなくなること、地域の活力低下や人口流出につながることを懸念される。 (3) 統廃合によって通学距離が長くなると、児童の登下校の安全面や身体的・精神的負担が大きくなる。特に低学年の児童にとっては深刻な問題である。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	

内容及び
経過

1 実施計画（案）第2版の概要（令和8年7月文教委員会で報告）

（1）統合対象校の状況（学区域内の年少人口）

ア 花畑西小学校では在籍児童数は学区域内の年齢別人口を上回っているが、学区域内の年齢別人口は各年齢で1学級が続く見込みで、今後さらに小規模状態が続く。

イ 桜花小学校では各年齢で2学級であり、徐々に小規模傾向になると予測している。

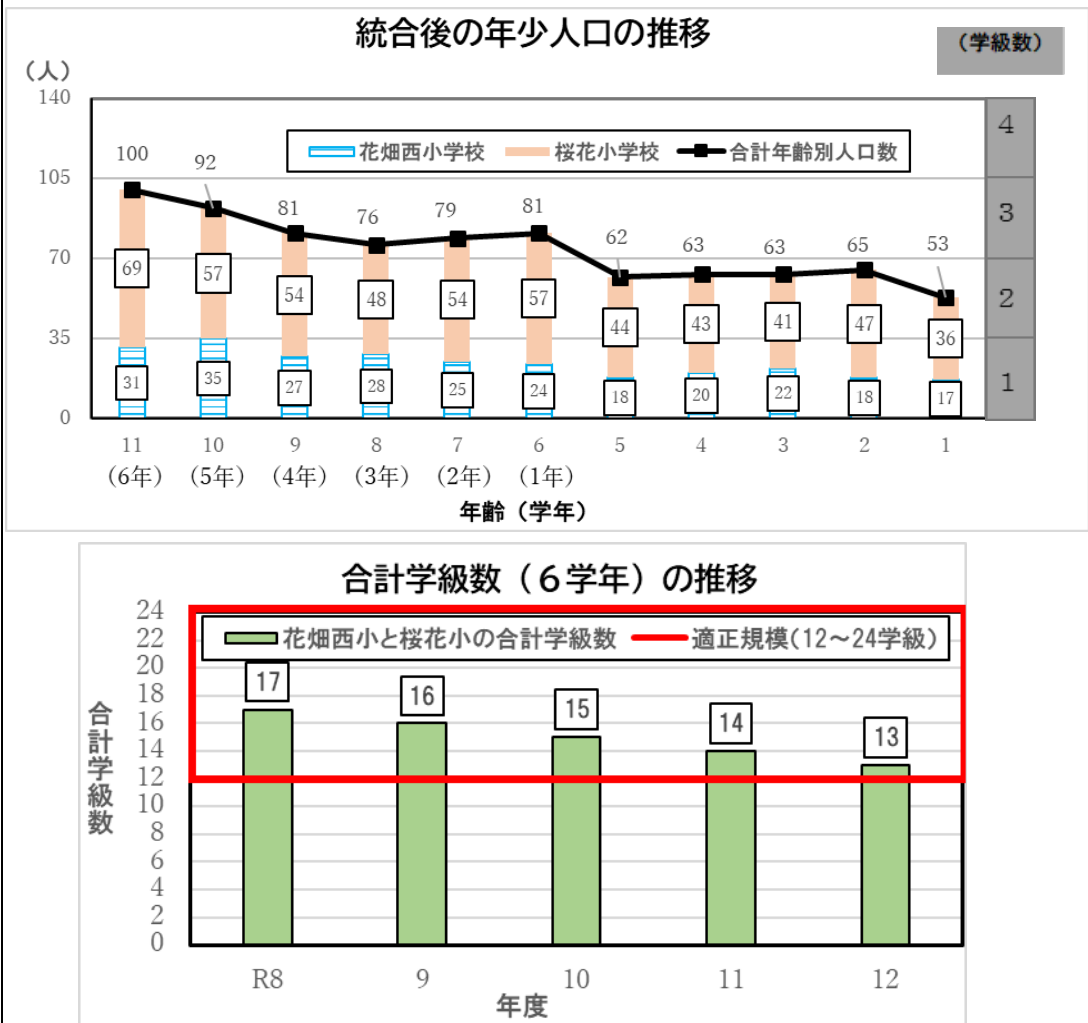
（2）統合後の年齢別人口数と合計学級数の推移

ア 花畑西小学校と桜花小学校の学区域内の1歳から5歳までの年少人口全員が学区域内の小学校に就学したと仮定し、1学年35人学級で算定した場合、学校規模は13～17学級程度の規模で推移すると予測している。

イ 適正な規模の集団の中で、様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を増やすことで、子どもの教育環境のさらなる向上を目指す。

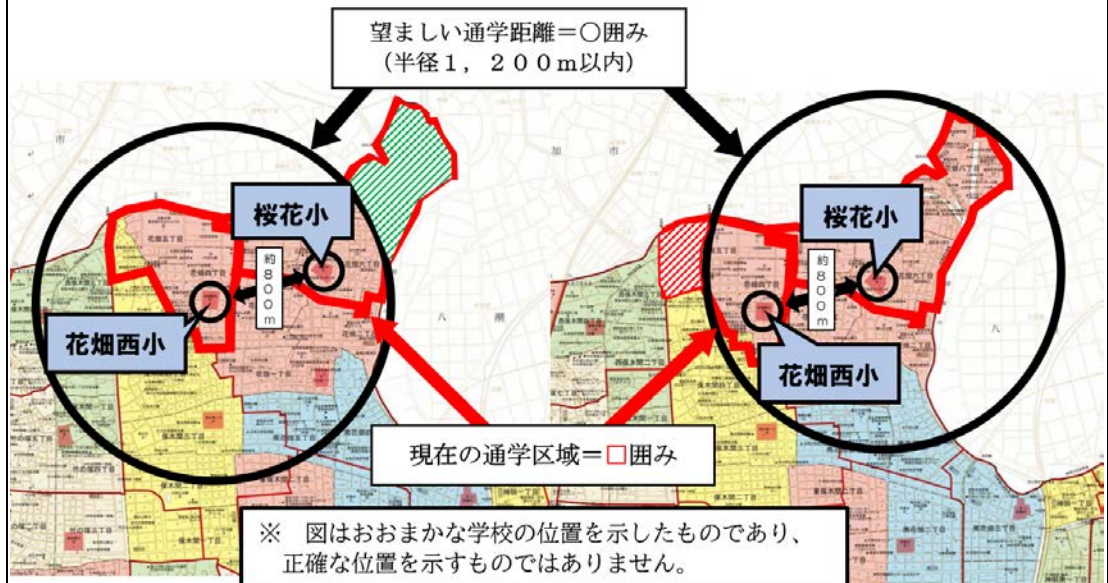
◇統合校の年齢別人口数と合計学級数の推移◇

※ 令和7年5月時点の学区域内居住人数をもとに算出



(3) 統合後の学校配置

- ア 桜花小学校を改築し、統合校の新校舎とする。
- イ 改築期間中は、花畑西小学校を仮校舎として活用する。



(4) 統合地域協議会の設置

- ア 統合対象校の開かれた学校づくり協議会メンバーを中心に構成される。
- イ 統合対象校の歴史・文化の継承や交流事業の検討のほか、地域コミュニティや避難所の機能強化等についても、協議会メンバーからご意見をいただきながら検討を進める。

(5) 統合等の主なスケジュール

- ア 令和14年4月に学校統合
- イ 令和18年4月に新校開校

2 陳情の理由に対する区の考え

(1) 少人数の効果について

- ア 花畑西小学校は、学区域内に居住する年少人口で分析すると小規模だが、学校選択制により、在籍児童数は学校全体で12学級（令和7年5月現在）の適正規模であり、決して少人数ではない。
- イ また、少人数教室は学校規模に関わらず、児童・生徒の個性や成長に合わせた指導や支援がしやすいため、区では学校の状況に応じて、算数や英語等の科目別少人数教室のほか、不登校生徒の居場所として少人数で過ごせるSSR、発達に課題を抱える児童・生徒を個別に支援する特別支援教室等を整備してきた。
- ウ 今後も、子どもの教育環境のさらなる向上に向けて、学校の適正規模化を図りながら、少人数教室の導入に取り組んでいく。

(2) 地域コミュニティや避難所機能について

	ア 学校統合を含む適正規模・適正配置は、地域の活力低下や人口流出を防ぐためではなく、子どもの教育環境のさらなる向上を目的に取り組んでいる。 イ 一方で、学校には地域コミュニティの拠点の役割もあることから、統合後の新校舎では、地域連携室の整備や備蓄倉庫の拡充など、地域の拠り所や避難所としての機能強化を検討している。 ウ 残る学校施設についても、近隣学校の改築時の仮校舎として活用を検討した後、その後の跡地活用では地元住民等のご意見を丁寧に伺いながら、地域にとって大切な場所になるよう検討を進めていく。 (3) 通学距離について ア 通学距離や通学時間は、地域性や交通事情によって個々に異なるため、区では目安の数値として、望ましい通学距離等を示している。 イ 一方で、登下校時の安全対策や負担軽減策については、これまでの統合校と同様、通学路点検や学童擁護員の配置、通学時の荷物軽減を検討している。 ウ 今後も、すべての学年が安全・安心に通学できるよう、担当所管や学校と連携しながら、各種対策に取り組んでいく。
--	--

件 名	受理番号 12 花畑地区の学校統廃合計画（花畑中学校と花畑北中学校、花畑西小学校と桜花小学校）を中止し、4校の存続を求める陳情
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課
陳情の要旨	1 陳情の主旨 （１）花畑中学校と花畑北中学校の統合を中止し、花畑中学校の施設更新をすみやかに実施してほしい。 （２）花畑西小学校と桜花小学校の統合を中止してほしい。 2 陳情の理由 （１）花畑地域は、通学に４０分以上かかる地域があり、統合に伴う仮校舎時を含めて、さらに通学時間が長くなることは避けてほしい。 （２）花畑地区は足立区都市計画マスタープラン及び足立区地区環境整備計画において誰もが安心して生活できる賑わいのあるまちづくりを目指しており、人口増の可能性が充分ある。 （３）花畑地区交通協議会が区と事業者と協力連携し、「花畑ぐるりん」を運行しており、学校をなくすことは地域の活性化に逆行している。 （４）「小さな学校の方が面倒見がよく、親として安心できる」等の声が多数ある。大きな学校か小さな学校かを親が選択できるようにしてほしい。 （５）統合すると、児童・生徒が適応する困難さが高まり、先生方の負担も増え、目が行き届かなくなることで不登校児童・生徒が増える。 （６）花畑西小学校の近くに住んでいても湊江第一小学校の学区域になっているため、学区域の再検討をしてほしい。 （７）地域にとっての拠り所であり、災害時には避難所にもなる学校を無くさないでほしい。 （８）保護者や児童・生徒の意見が反映できるような「開かれた学校づくり協議会」にしてほしい。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	

内容及び
経過

1 実施計画（案）第2版の概要（令和8年7月文教委員会で報告）

（1）中学校

ア 統合対象校の状況（学区域内の年少人口）

（ア）花畑北中学校では各年齢で2学級となる見込みで、今後も小規模状態が続く。

（イ）花畑中学校では9歳以下で3学級以下となる見込みで、将来的には小規模傾向になる。

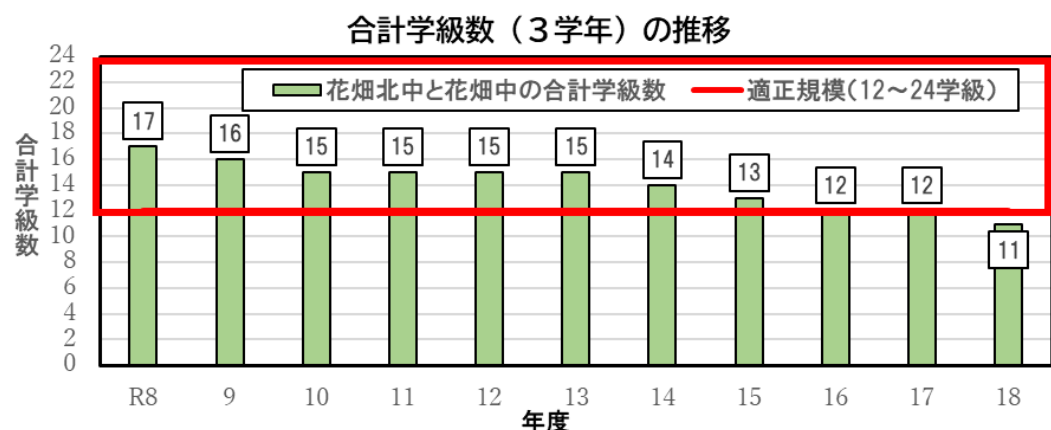
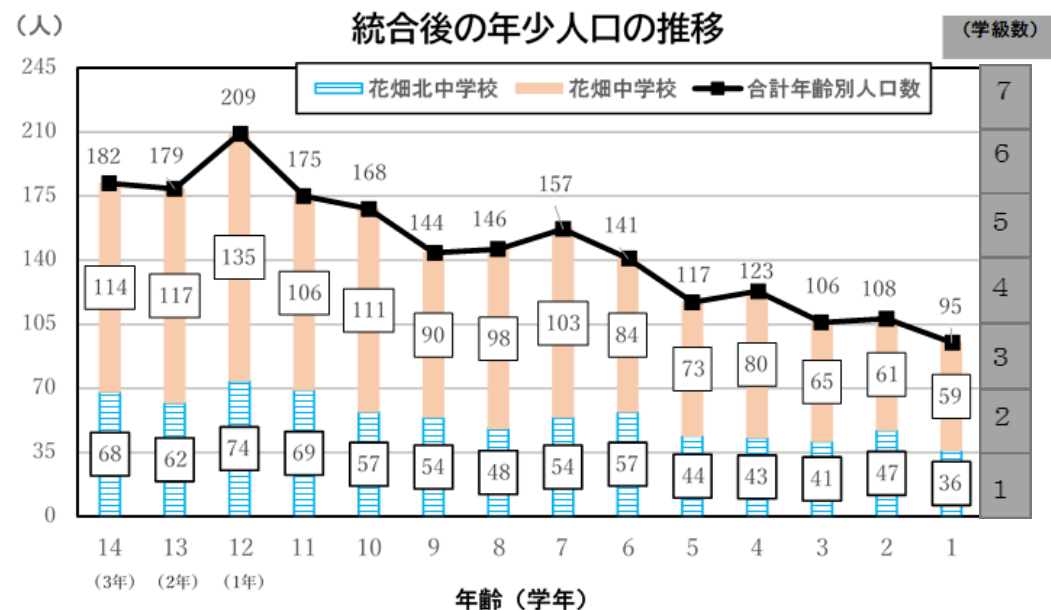
イ 統合後の年齢別人口数と合計学級数の推移

（ア）花畑北中学校と花畑中学校の学区域内の1歳から11歳までの年少人口全員が学区域内の中学校に就学したと仮定し、1学年35人学級で算定した場合、学校規模は11～17学級程度の規模で推移すると予測している。

（イ）適正な規模の集団の中で、様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を増やすことで、子どもの教育環境のさらなる向上を目指す。

◇統合校の年齢別人口数と合計学級数の推移◇

※ 令和7年5月時点の学区域内居住人数をもとに算出

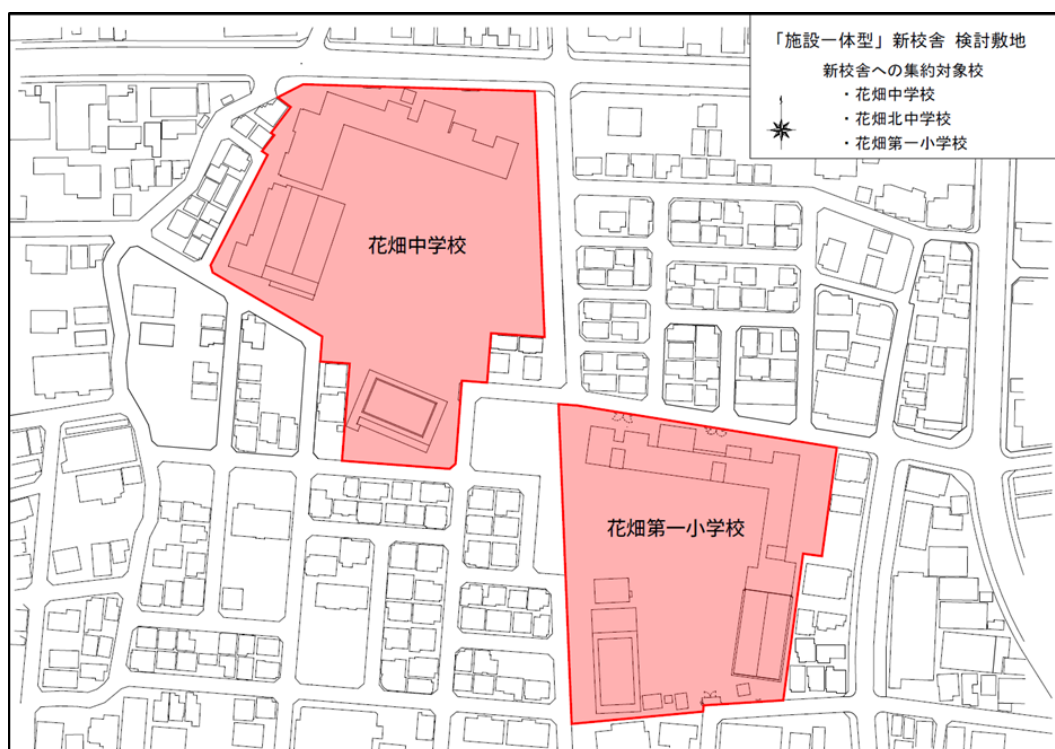
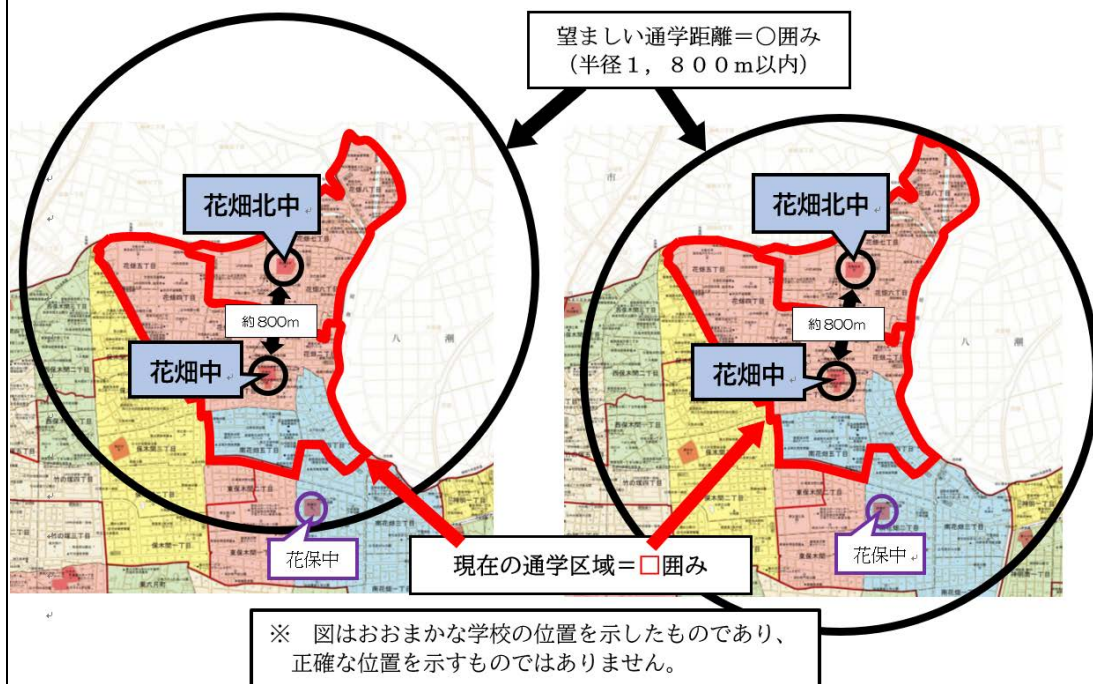


ウ 統合後の学校配置

(ア) 花畑中学校を改築し、統合後の新校舎とする。

(イ) 「花畑地区学校統合に伴い、魅力ある公教育、教育環境を実現し文教地区・花畑を目指すことを求める請願（平成29年6月に区議会で採択）」を踏まえ、花畑第一小学校を併設し、「施設一体型」として整備する。

(ウ) 改築期間中は、花畑北中学校を仮校舎として活用する。



(2) 小学校

ア 統合対象校の状況（学区域内の年少人口）

（ア）花畑西小学校では在籍児童数は学区域内の年齢別人口を上回っているが、学区域内の年齢別人口は各年齢で1学級が続く見込みで、今後さらに小規模状態が続く。

（イ）桜花小学校では各年齢で2学級であり、徐々に小規模傾向になると予測している。

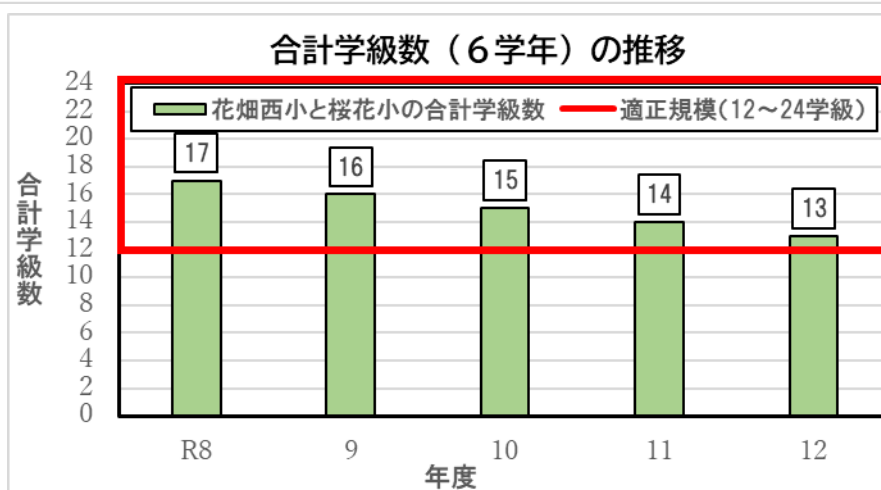
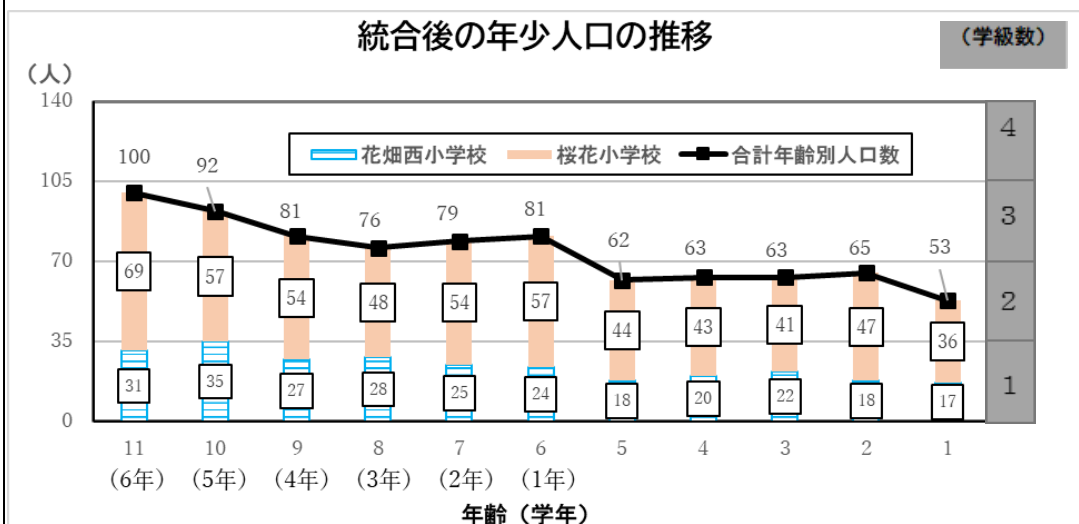
イ 統合後の年齢別人口数と合計学級数の推移

（ア）花畑西小学校と桜花小学校の学区域内の1歳から5歳までの年少人口全員が学区域内の小学校に就学したと仮定し、1学年35人学級で算定した場合、学校規模は13～17学級程度の規模で推移すると予測している。

（イ）適正な規模の集団の中で、様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を増やすことで、子どもの教育環境のさらなる向上を目指す。

◇統合校の年齢別人口数と合計学級数の推移◇

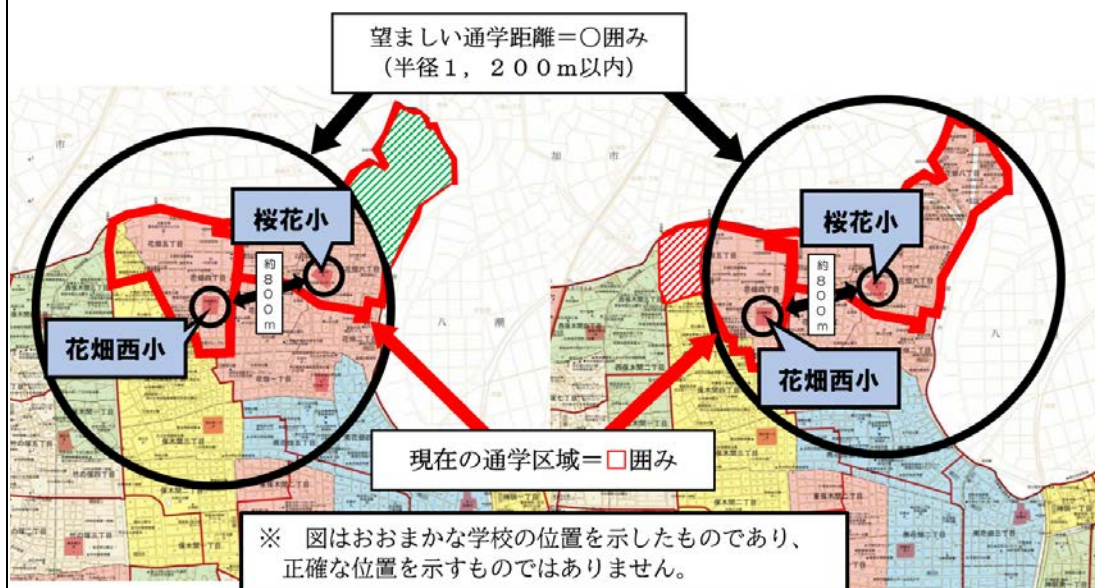
※ 令和7年5月時点の学区域内居住人数をもとに算出



ウ 統合後の学校配置

(ア) 桜花小学校を改築し、統合校の新校舎とする。

(イ) 改築期間中は、花畑西小学校を仮校舎として活用する。



(3) 統合地域協議会の設置

ア 小学校、中学校とも統合対象校の開かれた学校づくり協議会メンバーを中心に構成される。

イ 統合対象校の歴史・文化の継承や交流事業の検討のほか、地域コミュニティや避難所の機能強化等についても、協議会メンバーからご意見をいただきながら検討を進める。

(4) 統合等の主なスケジュール

ア 中学校

(ア) 令和12年4月に学校統合

(イ) 令和17年4月に新校開校

イ 小学校

(ア) 令和14年4月に学校統合

(イ) 令和18年4月に新校開校

2 陳情の理由に対する区の考え

(1) 通学時間や通学距離について

ア 地域性や交通事情により個々に異なるため、区ではあくまでも目安の数値として、望ましい通学時間や通学距離を示している。

イ 花畑地域の区立小・中学校の学区域は、それぞれの学校で望ましい通学距離の範囲内に収まるため、現在おおむね30分以内で通学できると想定している。

ウ また、中学校の統合では、花畑中学校を改築し新校舎を建て、花畑北中学校を仮校舎として活用する方針で、どちらに通学する場合でも、統合後の学区域は望ましい通学距離の範囲内であり、統合前と同様、

	おおむね30分以内で通学できると見込んでいる。 エ 一方で、小学校の統合では、桜花小学校を改築し新校舎を建て、花畑西小学校を仮校舎として活用する方針で、どちらに通学する場合でも、両校の学区域の一部は望ましい通学距離の範囲外となる。 オ ただし、新校舎に通う際には最長の通学距離は約1,450mであり、おおむね40分以内で通学できると想定している。 カ なお、通学時間に関わらず、通学路の安全確保は重要なため、「統合地域協議会」の設置後、実際に通学路を決めていく際には、通学路点検や学童擁護員の配置を具体的に検討していく。 (2) 人口増の可能性について ア 花畑地域では都市計画マスタープランやまちづくり計画等に基づき、賑わいのあるまちづくりを目指しているが、現時点で具体的な大規模マンションの建築計画や再開発の情報はない。 イ また、区内の総人口は増加傾向にある一方で、年少人口については、人口推計や学区域内居住者数の推移を分析しても、今後も減少傾向が続くと見込んでいる。 (3) 地域の活性化について ア 学校統合を含む適正規模・適正配置は、地域活性化のためではなく、子どもの教育環境のさらなる向上を目的に取り組んでいる。 イ 地域活性化の視点においては、新設する校舎に地域連携室等を整備し、残る学校施設については、「統合地域協議会」の設置後、地元住民等のご意見を丁寧に伺いながら具体的に検討していく。 (4) 小規模校の存続と学校選択について ア 小規模校には目が行き届きやすい等のメリットがある一方、区では適正な規模の集団の中で様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を増やすことが、より重要であると考えている。 イ したがって、区では小規模を解消し、大規模ではなく適正規模化を目指しており、その中で学校選択をしていただくものと認識している。 ウ 今後も子どもの教育環境のさらなる向上に向けて、学校の適正規模化に取り組んでいく。 (5) 統合に伴う児童・生徒・教員の負担増について ア 過去の統合校で実施したアンケートでは、9割以上の児童が統合前の心配事は統合後に「心配なかった」「今は心配ない」と回答している。 イ また、統合に伴う学級数増により教員が多く配置され、統合前年度から適用される教員の加配措置も活用することで、教員一人あたりの校務負担は軽減できると考えている。 ウ 児童・生徒や教員がスムーズに統合校に適応できるよう、過去の取り組みも参考にしながら、「統合地域協議会」で具体策を検討していく。 (6) 学区域の再検討について ア 花畑西小学校に隣接する浏江第一小学校の学区域の一部（保木間五
--	---

	丁目)を花畑西小学校の学区域に追加して学校規模を分析したところ、就学前人口では再び小規模状態が続いてしまうと分析している。 イ また、学区域は町会・自治会の区域や過去の経緯を踏まえて決められており、現在のところ学区域の変更や再検討は考えていない。 (7) 地域コミュニティや避難所機能について ア 統合後の新校舎では、地域連携室の整備や備蓄倉庫の拡充など、地域の拠り所や避難所としての機能強化を検討している。 イ 残る学校施設についても、近隣学校の改築時の仮校舎として活用を検討した後、その後の跡地活用では地元住民等のご意見を丁寧に伺いながら、地域にとって大切な場所になるよう検討を進めていく。 (8) 「開かれた学校づくり協議会」における保護者等の意見反映について ア 開かれた学校づくり協議会は、学校ごとに地元の町会・自治会長や民生委員、PTA等の様々な方が委員となっている。 イ 保護者や児童・生徒の意見については、委員がそれぞれの立場で同協議会の活動に関わる中で、その都度反映されていると認識している。 ウ 今後は両校の開かれた学校づくり協議会を中心とした「統合地域協議会」を設置し、学校統合の具体的な検討を進めていく。 3 その他 (1) 保護者説明会の日程・会場について ア 説明会の日程・会場は事前に学校へ相談し決めているが、学校から日程等の変更要望はなく、桜花亭や地域学習センター等のほうが地域の方は集まりやすいとの助言もあり、区の施設を会場とした。 イ 仮に運動会等の個別の事情があっても参加いただけるよう、計6回、平日・休日と日程や時間帯を分けて開催した。 ウ 第2版の保護者説明会を開催する際にも、引き続き学校と相談しながら、日程や会場を調整していく。
--	--